

大学入試の期日をめぐる問題（下）



佐々木 享

△目次▽

はじめに

一、現行の大学入試の期日

二、学年の始期・終期の変遷の概要

(1) 小学校および師範学校 (2) 中学校 (3) 中等実業学校 (4) 旧

制高校 (5) 旧制官立専門学校 (5) 旧制大学（以上一月号）

三、学年の始期・終期と入試期日

(1) 下級学校の学年終期と上級学校学年始期との間に間隔がある場合

(2) 下級学校の学年終期と上級学校の学年始期とが接している場合

むすび（以上本号）

三、学年の始期・終期と入試期日

右に略述した各学年の始期・終期の変遷から、下級学校の学年終期と上級学校の学年始期との間の関係には、

(1) 下級学校の学年終期と上級学校の学年始期との間に、

若干の間隔がある場合

(2) 下級学校の学年終期と上級学校の学年始期とが直続に続いている場合

の二類型のあったことがわかる。それぞれの場合に、入試期日*がどのように設定されていたか、を述べるのがここでの課題である。

* 入学試験に関する期日としては、募集要項の公示日、入学

願書の受付開始日および締切日、学科試験の期日、面接および身体検査の期日、などがある。そのそれぞれに検討すべき問題があるが、以下では、とくに断わらない限り、学科試験の期日をもって入試期日と称することとする。

なお、各学校の入学者選抜の方式は多様であつて、とくに一八九〇年代までは、学力程度が検証されている者は無試験で入学させる学校が多かつたし、一年に二度入学の機会を与えている学校も少なくなかつた。ここでは、入試制度史研究を課題としているわけではないので、おおむね、入試が年に一度実施されるようになってからの期日について述べる。

* 戦前には、上級学校への入学期日あるいは入試期日に関しては、徴兵制との関係がとねに問題になつた。早い時期の例をあげると、東京大学予備門(一高の前身)の一八八四年の入学規則は、「第一年級最下級ニ入ルヘキ者ハ……入学後一学年以内ニ徴兵適齢ニ至ラサルモノニ限ル」としていた。これは、第二年級以上に入る者は入学当日から徴兵猶予となるが、第一年級はその対象となつていなかったためとされる。

のちに多くの学校が入学期を学年の開始後一カ月以内と限定するようになったのも、徴兵猶予との関係からであるといわれる(徴兵制と中・高等教育の関係については、遠藤芳信『戦前日本の中高等教育機関と兵役制度』『北海道教育大学人文論究』第四二号、第四三号、一九八二、一九八三年を参照)。

(1) 下級学校の学年終期と上級学校の学年始期とが離れている場合

(a) 中等学校の入試期日(Ⅰ) 一八九〇年代のおわりまでには、小学校の学年終期が三月末日に統一され、中学校、高等女学校、中等実業学校(本稿では三種の学校を中等学校と総称する)の学年始期が四月一日にほぼ統一されていたことは前述した。

しかし、僅かではあるが、中等実業学校の一部で、明治末年まで、学年始期をたとえば岩手県工業学校のように五月一日にしていた学校のあつたことが知られている。この時期の同校の入試は四月に実施されていたことがわかつている。上級学校の入試が、下級学校の学年終了後に、つまり下級学校の授業計画に直接に影響を与えることのない期間に、いわば、上級学校の負担のもとに実施されていたわけである。

(b) 一九二〇年までの高校入試期日 一九〇一年までは、高校入試は学校ごとに実施されており、しかもこの時期には、下級学校たる尋常中学校の生徒の学力が区々であつたことに対応するため、各高校は本科の下に予科を設けたりした。この時期の高校入試の実態を説明することは、他日の課題としておきたい。

高校の入試期日は、一九〇二年から統一されるようになった(表9)。この時期には中学校の学年終期は法令によつ

表9 高校の入試期日(1902~1920年)

年	学科試験の期日	体格検査の期日
1902	7/5~7/8	7/3~7/4 (一高のみ 7/2~7/4)
1903	7/3~7/6	6/29~6/30 (6/26~6/30)
1904	7/11~7/14	7/9~7/10 (7/6~7/8)
1905	7/10~7/13	7/7~7/8 (7/6~7/8)
1906	7/9~7/12	7/6~7/7 (7/5~7/7)
1907	7/9~7/12	7/5~7/6 (一高は7/2~7/5 三高は7/4~7/6)
1908	不詳	不詳
1909	7/11~7/15 (七高のみ 5/20~5/23)	"
1910	7/11~7/15 (七高のみ 6/3~6/6)	"
1911	7/11~7/15	"
1912~1916	7/11~7/14 (1913年不詳)	"
1917~1918	7/11~7/14	7/8~7/10
1919~1920	7/11~7/14	7/6~7/10

高校入試に関する各年の文部省告示による。

て三月末日に統一された。一九二〇年までの高校入試は、七高が一九〇九、一九一〇年に五月、六月に実施したのを唯一の例外として、一貫して七月の下旬に実施されたのである。この時期の高校入試では身体検査が学科試験の前に行なわれたため、稀に身体検査が六月に食い込むことがあったが、おおむね、高校が夏期休業(七月二日より)に入る直前から開始されたのであった。下級学校の授業計画に影響がなく、上級学校の学期末か夏期休業に入る時期に実施されていたわけである。

(c)官立専門学校の入試期日(I)一九一五年以前には、官立専門学校にも、学年始期を五月、七月あるいは九月としている学校があったことは前述した。

盛岡高等農林学校は、学年始期を五月一日としていた時期には、入試を四月中旬に実施していた。また熊本高等工業学校は、創立(一九〇六年)から一九一五年までは、「学年ハ七月四日ニ始マリ翌年七月三日ニ終ル」とし、七月一日から九月一〇日までを夏期休業としていた。同校のこの時期の入試は、一九〇九年までは八月下旬に、一九一〇年からは七月月上旬に実施されていた(『熊本高等工業学校沿革史』一九〇九年までは上級学校の夏期休業中に、一九一〇年から学年始めに実施したのであって、いずれも下級学校に影響を与えることはなかった。

(2) 下級学校の学年終期と上級学校の学年始期とが接している

表10 中等商業学校の入試期日 (1910年頃)

	公立	私立	計
4月1日以降に入試を行なう学校	25	5	30
3月31日までに入試を行なう学校	15	2	17
入試期日の記載のない学校	27	6	33
計	67	13	80

入試期日の判明している学校の学年始期は、すべて4月1日と推定できる。「入試期日の記載のない学校」のらんには、「年中行事」のらんそのものの記載のない学校をふくむので、この数は入試がないことを意味するものではない。『全国商業学校一斑』(1910年10月)による。

場合

(d) 中等学校の入試期日(II) 中等学校の入試期日は、学校、道府県で異なるので、全体的傾向はつかみにくい。一例として、一九一〇年頃の中等商業学校八〇校(一九一〇年の中等商業学校の数は、甲種六六、乙種二四、計九〇校で、公立七二校、私立一八校である)について、各校の「年中行事」

で接している場合、上級学校の入試が三月下旬か四月上旬に実施され、上級学校の学年開始後の四月上旬の方が多かったことは興味深い。

農業学校、工業学校、中学校、高等女学校の入試期日については、まとまった資料が得られない*。筆者の眼につく限りでは、明治期には、三月下旬に実施している例と四月上旬に実施している例とがともに散見する。

* 学校史には、入試に関する記述はけっして少なくはないが、入試期日を述べたものは意外に少ない。

じゅうぶんに調べたわけではないので確言はできないが、昭和期に入ると、中等学校の入試は三月に実施されることが多くなったようにおもわれる。

(e) 官立専門学校の入試期日(II) ここでは学年の四月一日始期制をとるようになってからの入試期日に関連する事項を述べる。

盛岡高等農林学校の入試は、学年始期が四月一日となつた一九〇八年には三月下旬に実施された。この年以後の同校の入試はおおむね三月下旬に実施され、四月上旬に合格者発表が行なわれたが、稀には、一九一三年のように四月上旬に入試が実施されたこともあった(『若手日報』)。しかし、概して、学年始期の変更以後、下級学校の学期末に食い込む日程で入試が行なわれるようになったことは注目すべきことであつた。

調査から入試期日を整理したものを表10に掲げた。入試試験期日が判明している四七校についてみると、四月一日以降にこれを実施する学校は三〇校(六四%)で、三月末日までに実施する学校は一七校(三六%)である。公立私立による差はないようにおもわれる。四月に入つて実施する学校は例外なく四月上旬に実施しており、三月中に実施する学校は、一校を除くすべてが三月下旬に実施している。下級学校の学年終期と上級学校の学年始期とが三月、四月

官立専門学校のなかには、明治期に創立された学校でも、はじめから学年四月一日始期制を採用していた学校もあった。一九〇五年創立の山口高等商業学校もその一例であるが、同校は、一九〇五、一九〇六年の入試は四月上旬つまり下級学校の学年終了後に実施していた。これは、学年始期が四月一日だからと言って、その入試を三月に実施しなければならぬ理由はなかったことを示唆している。しかし同校は、一九〇七年から、三月下旬に入試を実施するようになった（『山口高等商業学校沿革史』）。同校の学校史はこの方針転換の理由を記していないが、この年から徴兵事務条例が改正されたことを想起してみると、入試を四月上旬に実施したのでは、合格者にたいして四月一五日徴兵検査延期願のための在学証明書を発行することが困難な場合もあるという判断なり要求なりがあったのではないかとおもわれる。

前述のように、一九一五年から多数の官立専門学校が学年始期を四月一日に変更した。これに伴い、たとえば熊本高等工業学校の入試は、翌年から三月末に実施されるようになった。他校も同様であったとおもわれる。

三月に入試を実施する専門学校が多くなってくると、専門学校の入試日程による中等学校の授業計画、具体的には教授日数にたいする影響が問題となってきた。実際、文部省は、三月に入試を実施する専門学校が現われてきた一九

〇七年一二月に、「中学校ニ於ケル学年試験ハ中学校令施行規則第四十七条第二項ニ依リ各学年末ニ於テ之ヲ行フヘキ儀ニ有之候処自今等五学年ニ限り三月上旬以後ニ於テ便宜繰上ケ之ヲ施行スルモ差支無之候」と通牒を發した（『明治四〇年 文部省例規類纂』）。しかしこの通牒は、教授日数については補充の方途を講じて規定を下まわらぬよう注意すべきだとしていた。

さらに、多数の専門学校が学年四月一日始期制に転換し、それらの学校が三月に入試を実施するようになること、文部省は、一片の通牒ではなく、規則そのものを改正するにいたった。すなわち、中学校の教授日数は、一九一一年の中学校令施行規則の改正によって毎学年二二〇日以上とされていた（それ以前は二〇〇日以上）が、一九一六年にはこれを、「第一学年乃至第四学年ニ在リテハ毎学年二百二十日以上トシ第五学年ニ在リテハ二百日以上」と改めたのである。これは、中学校の「卒業試験の期日の繰り上げ、上級学校入学受験者の利便を図るための改正」であったとされている（桜井俊『中学教育史稿』五〇一頁）。

(f) 一九二二年以降の官立高校・官立実業専門学校の入試期日
一九一九年には、新しい高等学校令による高等学校規程が制定され、高校の学年は「四月一日ヨリ翌年三月三十一日」までとされ、全高校の学年の始期・終期が統一的に改正されるにいたった*。

* 高等学校規程は、「但シ九月一日ヨリ翌年八月三十一日マテト為スコトヲ得」としていた。九月始期制をとれば入試の設定時期が問題となることはないが、実際には、官公立のいづれの高校も四月一日始期制を採用した。

四月一日始期制に転換してからの最初の高校高等科の入試は三月一八日から二二日まで行なうと発表された。このような期日を設定したのは、「中学校ニ於ケル教授日数ノ關係」からであると文部省の通牒は述べている。また、これまで学科試験の前に実施されていた身体検査は、すべて学科試験のあとに実施されるようになった。学科試験、身体検査の全日程が三月中、つまり中等学校の学年末に実施されることになったのである。これまでの官立実業専門学校の例にならったということかも知れないが、後述するよう、試験期日は次第に早まる傾向にあったから、この最初の経験は重要な意味をもつこととなった。

高校の入試が三月後半期に実施されるようになったため、一九二一年以降は、三月後半期にひしめき合うように続いていた多数の官立実業専門学校入試に、高校入試がくわわり、入試期日はいつそうたてこむようになった*。

* 本稿の主要な課題ではないので詳しくふれることはできないが、官立実業専門学校は、本校のほか、学校所在地以外の府県——多くは大都市——にも入学試験場を設定することが多かった。一九三五年を例にとると、高農一校全部、高工

一八校中八校、高商一校中九校が、本校以外に多くの場合複数の都市に試験場を開設した。その結果、たとえば東京では、二二の、また京都では一七の官立実業専門学校の入試が三月後半期に実施され、各校の入試期日は文字通りひしめきあうように続いた。

一九二一年から一九四八年までの官立高校と官立実業専門学校の入試期日（学科試験の期日）の変遷は、三期に分けて整理することができる。

△一九二一年から一九四〇年まで▽

この期には、官立高校とすべての官立実業専門学校の入試が同一期日に実施されたことはなかった。官立高校の入試は、一九二六年から二八年までの三年間を別として、毎年、全校一齊に同一日程で実施された。一九二九年以降、学校ごとに学科試験に要する日数は異なつたが、入試開始日は同一であった。一九二六年から二八年までの三年間は、全高校を二班に分けて班ごとに異なる日程で入試が実施されたが、實際上、二班に分けて実施されたといえるのは一九二六年度の入試のみであった。官立高校の入試開始日は、一九二一年には三月一八日であったが、一九三八年以降は三月一六日となった。僅かながら、早まる傾向にあったといえる。（表12参照）

この時期の官立実業専門学校の入試期日については、各校が独自に決めることを原則としていたが、実際には、高

表11 東京、京都、大阪、福岡で入試を実施した官立実業専門学校(1935年)

	福 岡	大 阪	京 都	東 京
官立高校 高等科	福 岡 [*] (17~20)	大阪 [*] (17~20)	三 高 [*] (17~20)	一 高 [*] (17~20)
高 等 農 業	盛 岡 ($\frac{2}{17}$) 千 葉 (18~19) 鹿児島 (18~20) 三 重 (18~20) 鳥 取 (19~20) 宇都宮 (23~24) 上田蚕糸(25)		盛 岡 ($\frac{2}{17}$) 千 葉 (18~19) 鹿児島 (18~20) 三 重 (18~20) 東京蚕糸(19~20) 鳥 取 (19~20) 宇都宮 (23~24) 宮 崎 (23~24) 京都蚕糸 [*] (23~24) 上田蚕糸(25)	盛 岡 ($\frac{2}{17}$) 三 重 (18~20) 鳥 取 (19~20) 東京蚕糸 [*] (19~20) 京都蚕糸(23~24) 宇都宮 (23~24) 宮 崎 (23~24) 上田蚕糸(23~24)
高 等 工 業	明 治 [*] (16~18) 秋 田 (18~20) 桐 生 (25~26)	明治(16~18) 徳島(17~18) 福井(17~19) 米沢(18~20) 秋田(18~20) 山梨(19~20) 長岡(24~26) 桐生(25~26)	京都工芸 [*] (17~19)	明 治 (16~18) 福 井 (17~19) 米 沢 (18~20) 秋 田 (18~20) 山 梨 (19~20) 長 岡 (24~26) 東京工芸 [*] (24~28) 桐 生 (25~26)
高 等 商 業			長 崎 (15~17) 山 口 (15~17) 福 島 (19~20) 大 分 (19~20) 高 松 (19~20) 高 岡 (19~20) 小 樽 (28~29)	名古屋 (15~17) 福 島 (19~20) 和歌山 (19~20) 高 松 (19~20) 高 岡 (19~20) 小 樽 (28~29)
計	12	9	18	23

()内は試験日をしめし、盛岡高等農林を除き、すべて3月中である。

^{*}はその都市に学校が所在することをしめす。

表12 官立高校の入試期日 (1921~1940年)

年	学 科 試 験 期 日	備 考
1921~1922	3/18~3/22	日数は高校により異なる "
1923	3/18~3/21	
1924~1925	3/18~3/22	
1926	3/17~3/20 3/22~3/25	
1927	3/17~3/22 3/18~3/23	
1928	3/17~3/19 3/17~3/20	
1929~1937	3/17~	
1938~1940	3/16~	

入試に関する各年の文部省告示による。

実施されたが、五校の高商が一九二八年以後三月一五日から開始するようになった。これらの高商は一九三八年以後三月一四日に開始するようになった。
高農は、一九二五年には三月二七日から二九日まで、翌

農、高工、高商の各専門学校長会議で協議のうえ決定する習慣があった。このため、官立実業専門学校の入試期日は、高農、高工、高商ごとに統一された方針で決められることが多かったが、協議が整わずにばらばらになったり、例外的な期日に実施したりする学校もあった。全体としてみると、この時期の官立実業専門学校の入試は、三月一七日から三月末日までの間に

二六年には二五日から二七日まで、それぞれ全校一齊に入試を実施した。入試期日を統一したのはこの兩年だけで、その他の年は、おおむね全高農を二班に分け、前期の班は二〇日開始、後期の班は二五日開始というように分けて実施された(例年、開始日を一日か二日、ずらす学校があった)。前期校と後期校とは毎年入れ替わるのがふつうであった。重要な例外は盛岡高等農林で、同校は、一九二八年から一九四〇年まで、入試に学科試験を実施せず、出身学校長の調査書と面接・身体検査で可否を決めていたが、この面接・身体検査の期日は二月中旬に設定されていた。

高工は、一九二三、二四、二五年の三年間、全高工一齊に入試を実施した。その期日は、二三年は三月一九日から二一日まで、二四年は一八日から二三日まで、二五年は一八日から二二日までであり、高農の場合と異なって、三年とも官立高校の入試期日に重なる期日に設定された。この三年以外の年は、おおむね、全高工を二班に分け、前期校は一七日から一九日まで、後期校は二三日から二五日までというような日程で実施したが、毎年、一、二日ずらして実施する学校があった。前期校と後期校とは、毎年入れ替わるのがふつうであった。

高商の入試は、高農、高工とは異なって、全高商の期日を統一したことはなかった。毎年、おおむね全高商を二班に分けて、各班ごとに入試期日を統一したが、毎年、例外

的な期日に実施する学校が少なくなかった。また、高農、高工とは異なって、一九二六年以来、長崎、山口、横浜の各高商のように一貫して前期に実施する学校や、一九三〇年以降の小樽高商のように、一貫して三月下旬に実施する学校があり、少なくとも結果からみると、高商としての入試期日についての統一的な方針はなかったようにみえる。前述のように、高商だけが、三月の前半期に入っている日から入試を実施する学校が現われるようになった。とくに和歌山高商は、一九三九年には三月一〇日から、四〇年には三月一日から入試を開始した。

△一九四一年から一九四四年まで▽

一九四一年には、全官立高校と全官立実業専門学校の入試期日が三月一六日開始に統一された。官立高校と官立実業専門学校の入試期日が統一されたのは、教育史上はじめてのことであった。

翌四二年にも、官立高校と官立実業専門学校の入試期日が統一されたが、その期日は、三月一日からとされた。前述のように、若干の高商が三〇年代後半から、三月の前半期に入試をはじめようになつてはいたが、三月上旬に食いこんだ学校は三月一〇日に始めたことのある和歌山高商一校だけであった。

この四二年の入試を皮切りに、官立の高校、専門学校の入試期日は三月後半に開始するという一九二一年以来の原

表13 官立高校・官立実業専門学校の入試期日 (1941~1944年)

年	1941	1942	1943	1944
官立高校	3.16~17	3.1~2	3.6~7	3.1~
官立実業専門学校	3.16	3.1~	3.23~	3.17~18

入試に関する各年の文部省告示による。

則は完全にくずされてしまったようにみえる。すなわち、一九四三、四四年には、ふたたび官立高校と官立実業専門学校とは別個の日に入試を実施したが、官立高校の入試は、四三年には三月六、七日に、四四年には三月一日に実施された。官立実業専門学校の入試期日は三月下旬、中旬であったが、全校の期日が統一されていった。

△一九四五年から一九四八年まで▽
一九四五年度の入試はすでに破局的状況のもとで実施されたから、官立高校は一月に、官立専門学校は二月に設定されるなど、期日も異常なものであった。

一九四六年入試からは、官立諸学校の入試は、おおむね、官立高校、官立専門学校前期校、官立専門学校後期校の三期に分けて実施されるようになった。一九四六年入試の場合は、前年まで勤労働員されていた下級学校の日数を確保する目的があったといわれるが———、官立の諸学校は、三月二〇日から入試を実施した官立学校については趣旨が徹底していないことになるのだが———、官

表14 官立学校の入試期日 (1945~1948年)

年	1945	1946	1947	1948
	1. 23~26 官公私立高校、 高師、女高師、 帝大・官立大予 科	3. 20~ 官立高校	3. 20~ 官立高校、高師、 女高師	3. 10~ 官立高校、師範、 青年師範
	2. 21~24 官立専門学校全 校、師範、青年 師範	4. 15~24 官立専門学校前期校 4. 15~20 高師、女高師、臨 教、師範 4. 25~30 青年師範	3. 31~ 官立専門学校前期 校、師範、青年師 範	3. 20~ 官立青年学校前期 校、高師、女高師
	3. 23~26 臨 教	5. 8~17 官立専門学校後期 校	4. 10~20 官立専門学校後期 校	3. 31~ 官立専門学校後期 校

入試に関する各年の文部省告示による。

立専門学校の入試期日が四月と五月に設定されていたことは注目される。学年始期が四月一日に統一されて以来、官立高校はもちろん、官立実業専門学校の入試が四月一日以降に実施されたことはなかったからである。

* ここでは、本科の入試だけを念頭においている。なお、理系学生増員のために第二次大戦中にいわば応急的に設置された官立実業専門学校二部（いわゆる夜間部）の場合には、一九四三年がそうであったように、四月一日以降に入試を実施したことがあった。

四七年度の入試も、官立専門学校の前期校は三月下旬に、後期校は四月中旬に実施された。四八年には、官立専門学校の後期校が、三月末から四年にかけて入試を実施した。

なお、以上の経過で明らかのように、官立高等教育機関の入試期日を統一する慣行は、長期にわたって伝統的に形成されたものではなく、敗戦直前直後の特殊な事情のもとで成立したものであったといえる。

むすび

大学入試（旧学制にあっては高校・専門学校入試）の期日設定に関する歴史的経験に照らして、現行の大学入試期日に關するいくつかの論点を整理してみよう。論点は三つに大別できる。まず高校・大学の学年の始期・終期に關連して、学年の始期・終期を現行のままとした場合に入試期日に再

検討の余地がないのかという問題があげられる。第二は、大学の学年の始期・終期を変えることによって入試期日を改善する可能性の問題である。他のひとつは、国立大学の入試期日が統一されていることをめぐる問題である。

はじめに、学年の始期・終期を現行のままとした場合の入試期日設定の問題を考えてみる。

文部省のしめす実施要項は、入試は三月一日から四月五日までに実施すべきものとしている。三月一日からという実施期間指定自体、入試は三月中旬以降にという戦前の文部省にみられた配慮に欠け、また戦前の高専入試の慣行からも逸脱し、三月初旬実施という第二次大戦下の特別な情況下にはじまった方式を継承したものであり、その結果、大学の学期よりも高校の学期により多く食い込むことを公然と容認するものとなっている。かりにこの実施期間指定に一定の合理性を認めるとしても、理論的にも実態的にも個々の大学の行なう入試の一環とされている共通第一次試験を一月月上旬に実施することが不合理であり、乱暴な措置であるという指摘は避けられない。また、行論のなかでも指摘したように、二次試験の期日を指定するに際して(期日を一本化することの合理性の有無は別として)、その期日をことさらに旧一期校のそれに、つまり実施要項が指定する期間のうちのもっとも早い時期を指定していることにも疑問を感じないわけにはいかない。

現行の方式によると、共通第一次試験から各大学の実施する二次試験までの期間は五十数日であるから(最近の新聞報道によると、国大協は一九八五年度からは、共通第一次試験を一週間ほど繰り下げる計画と伝えられているから、この期間は短縮できるらしいが)、現行の実施期間指定の趣旨に近づけるとすれば、共通第一次試験を二月末ぎりぎりか三月初旬に実施し、二次試験を四月中旬に設定する努力がなされてしかるべきだということになる。

ところで、共通第一次試験導入以前に、その実施方法を検討していた国大協の調査委員会は、共通第一次試験と二次試験の実施時期について六案を考えており、七六年三月の段階では、「二月末から三月初めごろに一次、三月下旬ごろに二次試験」というE案をもっとも適当とし、記者会見でもこれを相当自信ありげに発表したといわれる。この案については、国立大の合格発表がおそくなると私立大の入学辞退者が続出し、早慶などの有名私大が補欠を追加発表すれば他の私立大学にもタマ突きの影響が波及することになり、私立大学は大混乱になると思うがどうするかと記者会見で衝かれたとされている(本多二期『共通一次試験を追って』)。ここで例にあげられた早慶各学部の入試期日は、共通第一次試験の導入以前から二月下旬とされ、合格発表が三月上旬、入学手続締切はおおむね三月中旬とされていた。右のE案はもとより、それより遅い期日に入

試を実施する計画であったF案が消えたのは、本多の記すところから察すると、私立大学の入試期日との関係らしい。

右の経過が事実だとすると、私立大学が、文部省が長年にわたっていわば固執してきた指定期日よりもずっと早い時期に入試を行なっている既成事実が、あたかも動かせないものであるかのように扱われていることになる。それにして、国立大学の入試制度改革は、国立大学のことだけ考えていてはダメだという事情がここには露呈している。

以上のような問題状況から、大学入試期日が早いことによる高校教育への影響を回避ないし少なくするために、国立大学の入試期日のみでなく私立大学のそれをも大幅に繰り下げる、そのために学年始期を変更するという構想が浮かび上がってくる。こうして、旧学制下の高等教育機関や欧米諸国の学校の九月始期制にならって、いっそのこと大学の学年開始を九月に繰り下げたらどうかという提案が出されたのは、ある意味では当然であった。

がんらい、中等学校の学年終期と専門学校・高校の学年始期との間には一定の間隙があり、入試はその間に実施されるのがふつうであった。専門学校の学年始期を四月に早めさせた要因は他にもあったにせよ、直接の契機は徴兵制であった。また、旧制高校・旧制大学の学年始期を四月に早めさせた最大の要因は、大学卒業までの就学年限を短縮することであった。もちろん現在の日本には徴兵制はない。

共通第一次試験制度の導入に際して、大学の学年始期を九月にするという提案をまじめに議論する場があったのかどうか承知しないが、学年始期の変更ということになると、大学卒業までの年限が長くなるなど社会的影響は小さくはない。産業界は賛成しないだろうし、私学は過渡的に一箇学年の五カ月間の収入が欠けることになるから反対するだろうというようなことがいわれている。しかし、この種の議論は、今日の大学入試の期日が高校三年の授業計画にきわめて重要な影響を与えているという事実を軽視している。

四月始期制をいっきよに九月始期制に切り換えるのは、たしかに社会的な影響は大きいに違いない。しかし、人生の進路選択のひとつの重要な岐路である大学入試の、また高校三年という時期の重みを考えるならば、四月始期制を五月始期（実際には連休明けになるだろう）に切り換えることは、犠牲が大きいとはいえないのではないか。国際化している時代だから欧米諸国なみに学年始期を九月にしたらいよいよなのであれば、いっきよに移行することではなく、長期的な展望のもとに、計画的に移行することをまじめに考えるべきではないか、とおもうのである。

戦後の教育改革期に、教育刷新委員会が第七特別委員会を設けて「学校歴に関する事項」を審議したことは知られている。しかしこの時には改革案はまとまらなかった。この問題は、今日、新たな観点から検討することが求められ

ているといえよう*。

* 筆者はもっぱら大学入試期日との関連で学年始期を論じたが、佐藤秀夫は、「総じて（日本の学校の——引用者）四月学年始期制は、その沿革からもまた学校運営の実際からも、少なくとも教育法では不合理このうえない法制であり、慣行である」とし、国立大学入試期日の関係という「卑近」な理由からだけでなく、「もつと根源的に、子どもや教師や親たちにとつてどのような教育上の利害があるのか、ないのか、という見地から、学年始期の問題を考えなおしてみる必要があるのではないか」と傾聴すべき意見を述べている（佐藤秀夫「学年はなぜ四月から始まるのか」『月刊百科』一九七八・四）。

さいごに、共通第一次試験の導入に際して、一次試験の期日のみならず二次試験の期日をも原則として同一期日に統一してしまったことに言及しておきたい。

国立大学の入試期日については旧二期校から強い改善要求が出されていたことは周知のところであった。今次改革に際して二次改革に際して二次試験の期日を一本化するについては、文部省、その意を受けて共通一次実現に向かつて活躍した入試改善会は賛成であったが、当初は高校長協会が反対していたという。一本化が実現したのは、高校長協会の幹部が妥協したからであるとされている（黒羽亮一『入学試験』）。入試期日や入試問題を一本化すると入学者が学力差によって分断されること、あるいは学力差が顕在化することは高校入試で経験ずみのことであるから、今日の

国立大学の事態は起こるべくして起こったことであつて、起こらなかつたらかえって不思議なことであつた。

旧学制下でも、官立諸学校の入試期日の設定について、とくに学年始期が四月一日に統一されてからは種々な試みが実施されたことは前述したとおりである。その歴史の経験を調べてみると、全官立学校の入試期日を統一したのは、第二次大戦下の特殊な事情のもとにおいてだけであり、しかも永続することはなかつた。国立全大学の入試期日を一次、二次ともに統一するという方式は、戦時下の特例措置に並ぶ乱暴な措置ともいえるわけである。

文部省は、最近、国立大学入試の見直しの一環として、全公立大学を二ないし三グループに分けて、二次試験の期日をずらす方針を固めたといわれる（『朝日新聞』一九八三年六月八日付）。戦後には、各校を一期、二期に固定する方式と、全校の期日を統一する方式の二方式の経験しかないが、戦前に種々な試みがあつたことは前述したとおりである。そのどの場合も安定的に推移した方式がなかつたことをおもうとき、グループ制の前途の多難をおもわざるを得ないが、多難をおそれて改革の努力を惜しむべきではない。

本稿については、資料閲覧などにつき佐々木英一（岩手大学）、佐藤秀夫（国立教育研究所）、田中喜美（金沢大学）の各氏にお世話になることが多かつた。記して謝する。

（名古屋大学、教科研常任委員）